

人と自然が共生し 快適で良好な生活環境の形成

施策で目指す姿

環境学習・環境保全活動を積極的に推進し、市民や事業者の環境保全意識の向上を図るとともに、市民や事業者等と協働して自然環境の保全や形成に取り組むことで、山、川、海など多彩で豊かな自然環境を次世代に引き継いでいきます。

施策の現状と課題

2012(平成24)年に、霧島山に加えて、神造島、若尊鼻などの錦江湾奥の海域も含めた「霧島錦江湾国立公園」が誕生し、自然環境に対する関心が高まっている一方で、市街地開発や排水による河川・海の汚濁などの進行により、自然環境が損なわれるおそれがあり、併せて、本市に生息・生育する絶滅危惧種のクロツラヘラサギ^{※1}や国指定天然記念物のノカイドウ^{※2}をはじめ、様々な野生生物の多様性を保全していくことも課題となっています。

また、本市は、概ね良好な生活環境を維持していますが、今後も快適で健全な生活を営むために、自動車や工場等の排ガス対策、事業場の騒音・振動防止対策及び水資源の保全や適正利用をはじめとする健全な水環境の保全対策を推進していく必要があります。

これらの環境問題に対する関心や意識の向上を図るため、これまで、市やNPO^{※3}等による環境講座、植林活動のほか、錦江湾クリーンアップ作戦やふれあいボランティアの日を中心とした市民による清掃活動などに取り組んできており、今後も市民一人ひとりが、人と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した生活や行動をとることが求められます。

注釈

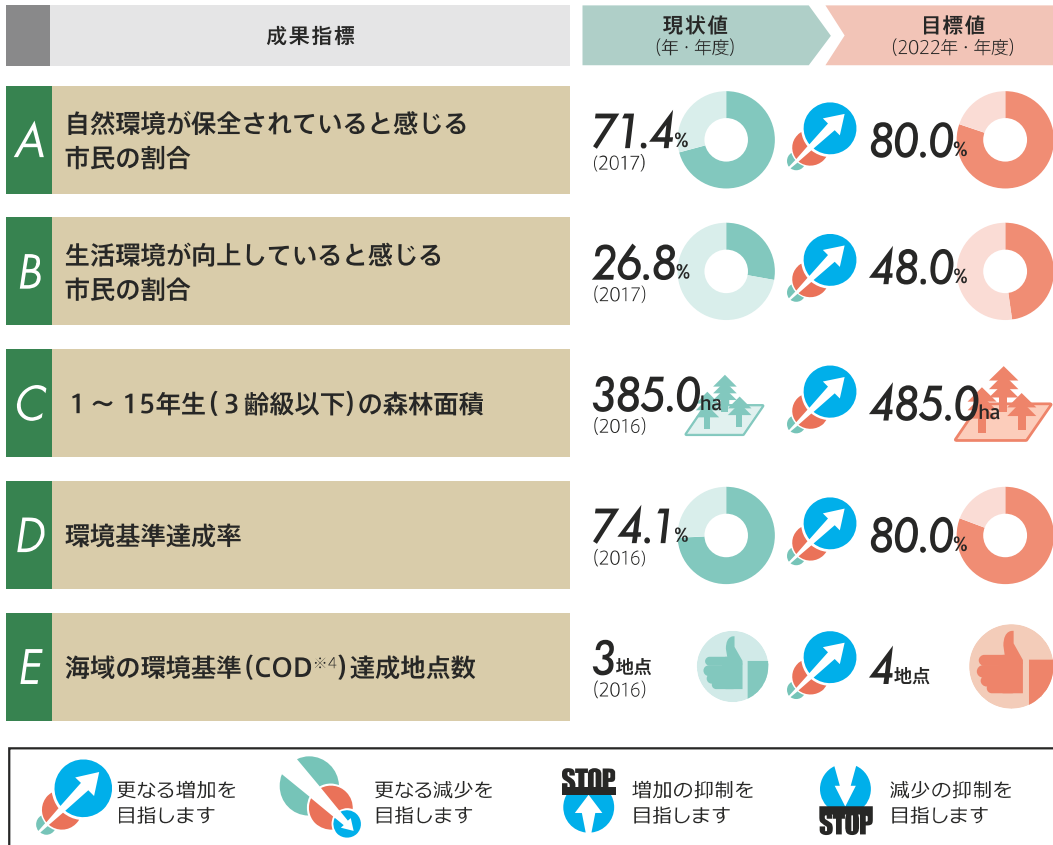
※1 クロツラヘラサギ / 朝鮮半島北西部で繁殖し、冬季になるとベトナム、台湾、香港、朝鮮半島南西部などで越冬する。日本には冬季に少数飛来する冬鳥。開発による生息地の破壊、狩猟などにより生息数が減少し、絶滅危惧種に指定されている。

※2 ノカイドウ / 霧島山にのみ自生するバラ科の植物。洪水などによって広範囲で植生が失われた場所に定着した種であると考えられており、遷移によって植生が変化し日当たりが悪くなるに従って急速に衰退しつつあることから、絶滅危惧種に指定されている。

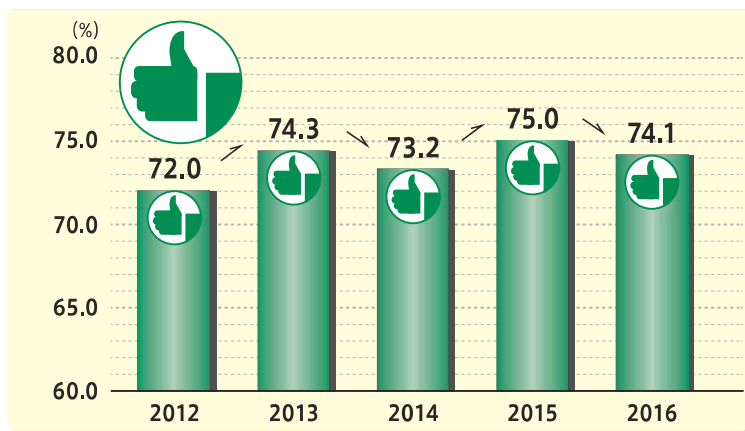
※3 NPO / 非営利活動法人(Non Profit Organizationの略称)。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指す。

関連 個別計画	個別計画名	担当課	計画期間(西暦)	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
	森林整備計画	林務水産課	2016-2025																						
	環境基本計画	環境衛生課	2018-2027																						
	地球温暖化対策実行計画	環境衛生課	2018-2022																						
	生活排水対策推進計画	環境衛生課	2018-2027																						

成果指標



■ 関連データ



環境基準達成率

注釈

※4 COD / 水質汚濁の指標の一つ。水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、酸化剤の消費量を酸素の量に換算して示される。

政策2

1人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成

施策の目標達成のための基本事業

1. 自然環境の保全

森林が持つ水源かん養^{※5}、二酸化炭素の吸収・固定、土砂災害の防止などの多面的な機能を維持・増進するため、森林を適切に管理するとともに、霧島市天降川等河川環境保全条例や関係法令等に基づき、錦江湾や河川等の水辺の自然を保全します。

また、各種事業の実施に当たっては、計画段階において、自然環境に与える影響を予測・回避し、自然環境の保全に努めます。

さらに、自然保護に関する各種行事や環境学習等を通して、市民や事業者の自然保護意識の向上を図ります。

2. 大気・音環境の保全

大気汚染物質や騒音の測定結果を的確に把握し、必要に応じ、関係機関へ改善要請を行うなどの保全対策を講じるとともに、工場や事業場から発生する悪臭・騒音・振動については、法令に基づき、規制基準の周知や適切な指導を行います。

また、大気・悪臭・騒音・振動に関する相談が寄せられた場合には、迅速な実態把握に努め、実情に応じて適切に対応します。

さらに、市が管理する焼却施設などの適正な維持管理に努め、大気汚染物質等の排出抑制を図ります。

3. 水環境の保全

下水道整備や合併処理浄化槽の普及推進・適正管理など、地域の実情に応じた排水処理を推進するとともに、家庭で実践できる生活排水対策などの普及啓発に取り組みます。

また、水質汚濁防止法等に基づき、関係機関と連携し、工場・事業場の適正な排水処理を推進します。

さらに、霧島市水資源保全条例に基づき、水資源の適切な管理を実施します。

4. 生物多様性の保全

文化財保護法などの関係法令等に基づき、天然記念物や希少な野生生物の保全を図るため、希少野生生物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、有効な保全対策を推進します。

また、シカ等の有害鳥獣による生態系への影響を軽減するため、国や県と連携し、中山間地域^{※6}における有害鳥獣の適正個体数の管理に努めるとともに、外来生物の適切な飼育や栽培方法を周知・啓発します。

注
釈

※5 水源かん養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※6 中山間地域 / 国分・隼人地区の市街地を除く他の地域。

5. 環境保全意識の向上

環境学習の事例集やプログラム等の作成を通じ、学校における環境学習の基盤を整備するとともに、霧島市環境美化・河川環境保全推進員等と連携し、環境問題に関する知識を持った人材（環境学習ボランティア）の発掘・育成に努め、社会教育や学校教育の場において積極的に活用します。

また、アダプト制度^{※7}や環境イベントの開催等を通じて、NPO^{※8}等の活動の場を提供するとともに、環境保全活動の内容を広く紹介することにより、市民の関心と理解を深めます。

みんなができること



市民

- ▶ 森林の整備や海岸の美化活動等に積極的に参加しましょう。
- ▶ 自動車の過剰な利用を控え、エコドライブ^{※9}を実践しましょう。また、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- ▶ 節水を心がけるとともに、家庭でできる生活排水対策を実践しましょう。
- ▶ 生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物を野外へ遺棄・放逐・植栽しないようにしましょう。
- ▶ 市やNPO等の団体が開催する自然体験学習会や講演会等に参加しましょう。



市民・企業等が参加する植林教室



水生生物による水質調査

政策2

1 人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成

注釈

※7 アダプト制度 / 地域の住民や企業等が里親となり、河川や道路などの一定の公共の場所を養子に見立てて、わが子のように愛情を持って面倒を見て美化活動を行い、行政がこれを支援する制度。

※8 NPO / 非営利活動法人(Non Profit Organizationの略称)。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指す。

※9 エコドライブ / 燃費向上のために自動車などのユーザーが行う様々な施策や、そうした配慮を行った運転のこと。

施策で目指す姿

- 4R^{※1}活動の普及啓発により、ごみの減量化を推進するとともに、不法投棄の防止やごみ処理施設の安定的な運営等により、廃棄物の適正な処理を推進します。
- また、市民及び事業者等に、更なる省エネ活動の実践や再生可能エネルギー^{※2}の利用を促し、低炭素なライフ・ビジネススタイルの定着を目指します。

施策の現状と課題

ごみの分別・資源化は、市民に定着しつつありますが、本市のごみの排出量は増加傾向にあり、山林、河川、海岸等への不法投棄は後を絶たない状況です。また、宅地開発やアパート・マンションの新築等に伴うごみ収集所の新設等により、運搬コストも増大する傾向にあります。

このような状況を踏まえ、4Rの推進による廃棄物の減量化や、環境美化推進員、環境保全協会との連携による不法投棄の未然防止対策を強化することにより、ごみ処理施設等の負荷軽減を図るとともに、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会を形成していく必要があります。

地球温暖化対策は喫緊の課題となっており、2015（平成27）年にはCOP21^{※3}において、今後の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ議定書」が採択されました。

本市においても、地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガス^{※4}の排出量の削減目標を掲げ、低公害車の導入支援や植林活動、再生可能エネルギー発電設備の導入促進などの取組を進めていますが、さらに、事業者による温室効果ガス排出削減に向けた取組や、ライフスタイルの見直しなど市民一人ひとりの取組を促進していく必要があります。

注釈

※1 4R / リサイクル(再生利用)、リユース(再使用)、リデュース(発生抑制)、リフューズ(発生回避)。

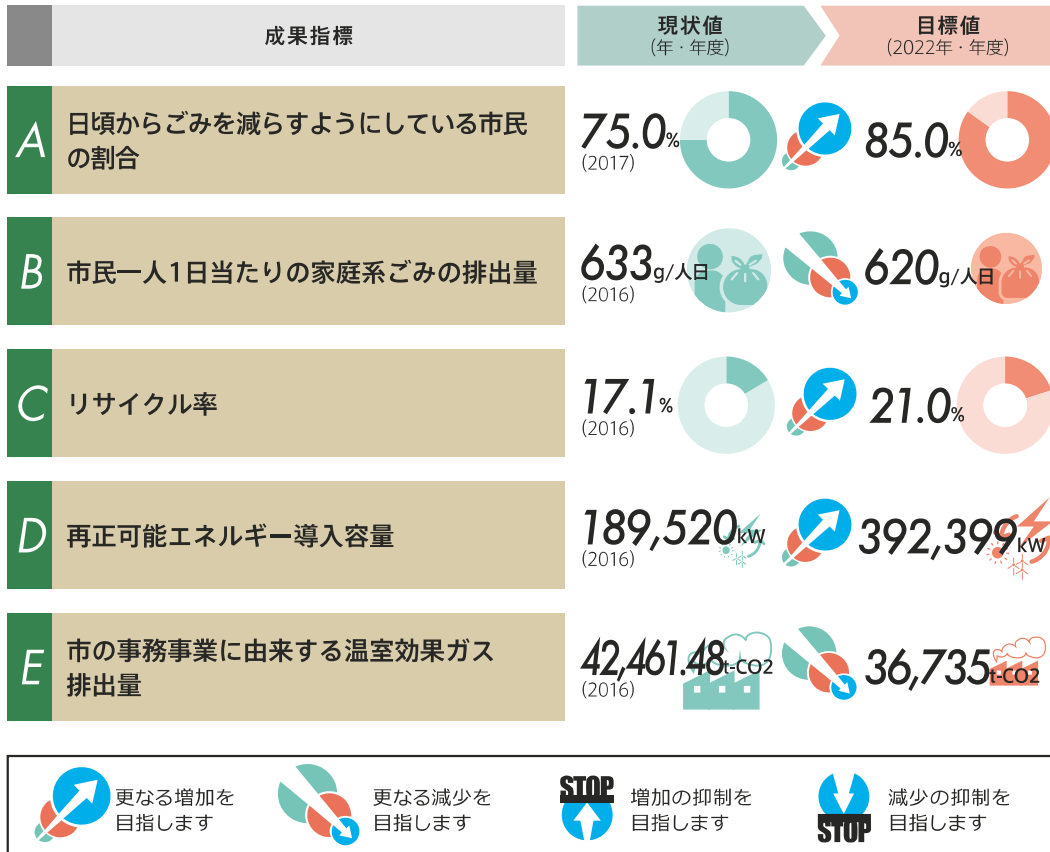
※2 再生可能エネルギー / 石油・石炭などの限りあるエネルギーに対して、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。

※3 COP21パリ議定書 / 2015（平成27）年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、翌年11月に発効した、地球温暖化対策を定めた国際的な枠組み。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられている。

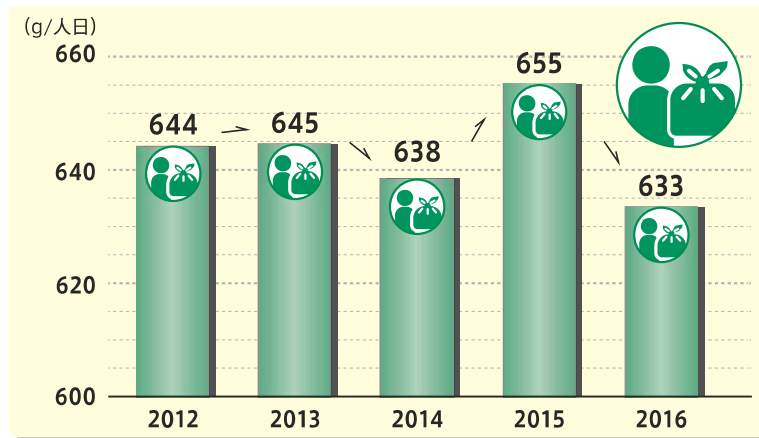
※4 温室効果ガス / 温室効果を持つ大気中に拡散された気体。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンガスのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。

個別計画名	担当課	計画期間(西暦)	計画期間(西暦)																											
			08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
関連 個別計画	環境基本計画	環境衛生課	2018-2027																											
	一般廃棄物処理計画	環境衛生課	2018-2027																											
	分別収集計画	環境衛生課	2017-2021																											
	地球温暖化対策実行計画	環境衛生課	2018-2022																											

成果指標



■ 関連データ



市民一人1日当たりの家庭系ごみの排出量

施策の目標達成のための基本事業

1. ごみの減量化・資源化

家庭ごみの減量化・資源化を推進するため、環境保全協会、地区自治公民館等と連携して、4R^{※5}活動を推進し、資源の有効活用を図ります。

また、市民自らが「ごみの排出者」であることへの認識を促すとともに、リサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきり等の普及啓発に努めます。

さらに、事業者に対しては、リサイクル製品の製造、販売、使用等や4R活動の推進により廃棄物の排出抑制や減量化を促します。

2. ごみの適正な排出・処理

ごみの適正な排出を推進するため、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」等の周知啓発を行うなど、分別収集活動の支援に努めます。

また、環境美化推進員や環境保全協会と連携して環境パトロールを行い、不法投棄の未然防止に努めます。

さらに、ごみ処理施設等の適正な維持管理に努め、安定的で効率的な廃棄物処理を行うとともに、近年のごみ搬入量の増加や施設の老朽化等に対応するため、必要な措置を講じます。

3. 地球温暖化対策の推進

本市の豊かな自然環境、生活環境、景観等の保全に十分配慮し、住民等の理解が得られた、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス^{※6}等の再生可能エネルギー^{※7}発電設備について導入を促進します。

また、環境教育・環境学習の充実や環境情報の提供などにより、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促し、家庭や事業所における温室効果ガス^{※8}の抑制を図ります。

さらに、間伐等により、森林の適切な管理を促進するとともに、地域住民や企業など、多様な主体による市民参加の森林づくりを推進します。

注釈

※5 4R / リサイクル(再生利用)、リユース(再使用)、リデュース(発生抑制)、リフューズ(発生回避)。

※6 バイオマス / 再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)。

※7 再生可能エネルギー / 石油・石炭などの限りあるエネルギーに対して、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。

※8 温室効果ガス / 温室効果を持つ大気中に拡散された気体。代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンガスのほかフロンガスなど人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。

みんなができること



市民

- ▶ 必要なものを必要な量だけ買うようにするなどして、できるだけごみの発生を少なくしましょう。
- ▶ ごみを排出する際は、生ごみの水切りをしっかりと行い、資源物は正しく分別しましょう。
- ▶ 不用品は、リサイクルショップなどを活用して再使用されるように努め、また、再生品を使った環境にやさしい製品を選びましょう。
- ▶ エコドライブ^{※9}の実践や公共交通機関等の利用、不要な電灯の消灯など、家庭でできる省エネ活動をしましょう。
- ▶ 市やNPO^{※10}等の団体が開催する環境学習会や環境保全活動に参加し、地球温暖化防止のために、ライフスタイルの見直しを考えましょう。



家庭ごみの収集



圧縮成型されリサイクルされるアルミ缶

注釈

※9 エコドライブ / 燃費向上のために自動車などのユーザーが行う様々な施策や、そうした配慮を行った運転のこと。

※10 NPO / 非営利活動法人(Non Profit Organizationの略称)。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指す。

政策2

2 地球にやさしい循環型社会の形成

施策で目指す姿

● 市民が快適さと暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

● そのため、市営住宅の長寿命化、土地区画整理事業による住環境の整備や超高速ブロードバンド^{※1}の整備促進、上下水道施設等の計画的な整備・改修、耐震化等に努めます。

● また、幹線道路のバイパス^{※2}整備、地域の拠点施設を結ぶアクセス道路の整備など市内の道路網の強化や円滑な交通環境の確保に努めます。

施策の現状と課題

本市は、これまで、市営住宅の計画的な建替えなどの住環境の整備、幹線道路・生活道路の整備や維持管理、水の安定供給と効率的な汚水処理など、市民生活に密着した基盤整備を進めてきましたが、これらの生活基盤は、今後、限られた行政資源の中で、少子高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の変化を踏まえた、より効率的で効果的な整備が求められています。

また、多くの生活基盤施設において、老朽化に伴う大規模な改修や更新の時期を迎えていることから、予防・保全的な維持管理により長寿命化を図るとともに、有効活用を推進し、更新費用の縮減を図る必要があります。

「第4次産業革命^{※3}」(IoT^{※4}、ビッグデータ^{※5}、ロボット、シェアリングエコノミー等)^{※6}は、あらゆる社会生活を劇的に変革する可能性を有しています。

一方、条件不利地域等においては、情報通信基盤の整備が進みにくく、超高速ブロードバンドが未整備の地域が依然として残っており、地域間で情報格差が生じているため、その解消に向けた調査研究を進めていく必要があります。

注釈

※1 超高速ブロードバンド / FTTH (光ファイバ回線)、LTE (携帯電話通信規格のひとつ)及び伝送速度30Mbps以上のケーブルインターネット。

※2 バイパス / 市街地などの混雑区間を迂回、又は、峠・山間部などの狭隘区間を短縮するための道路。

※3 第4次産業革命 / 2010年代現在、デジタル技術の進展と、あらゆるモノがインターネットにつながるIoTの発展により、限界費用や取引費用の低減が進み、新たな経済発展や社会構造の変革を誘発されると議論される。

※4 IoT / コンピュータやスマートフォンなどの情報通信機器に限らず、全ての「モノ」がインターネットにつながること。Internet of Things の略。

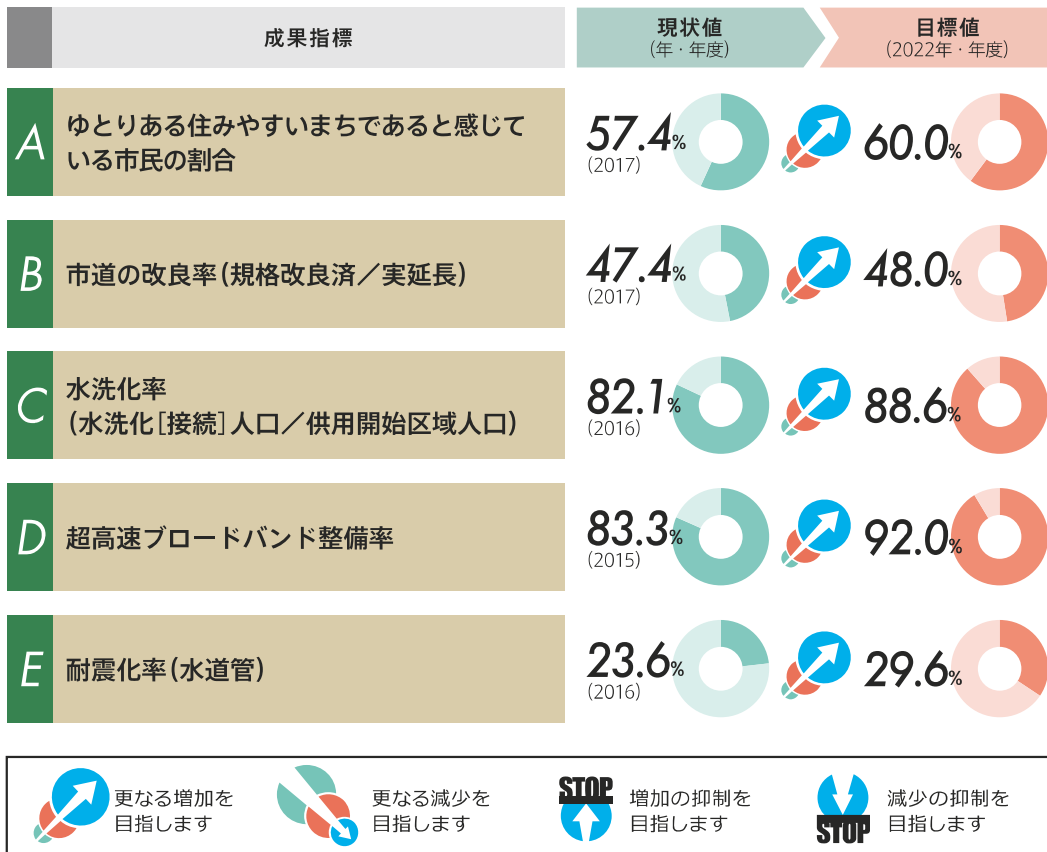
※5 ビッグデータ / ICTの進展により生成・収集・蓄積等が容易になる多種多様のデータ。

※6 シェアリングエコノミー / 個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。

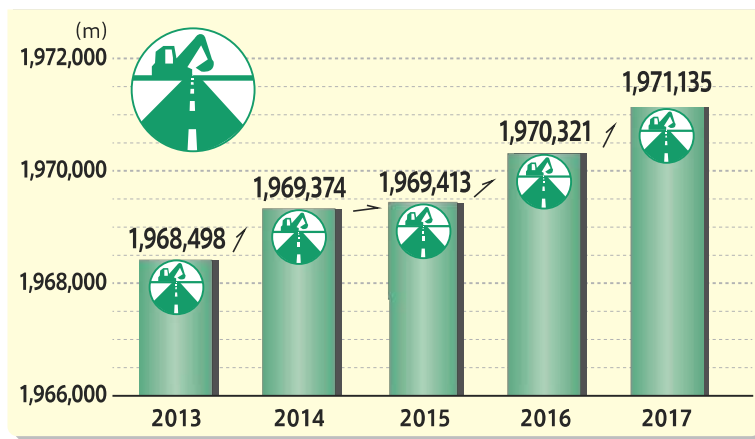
関連
個別計画

個別計画名	担当課	計画期間(西暦)	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
都市計画マスタープラン	都市計画課	2010-2020																						
公共下水道事業計画	下水道課	2016-2022																						
特定環境保全公共下水道事業計画	下水道課	2016-2022																						
下水道事業経営戦略	下水道課	2018-2027																						
公営住宅等長寿命化計画	建築住宅課	2017-2026																						
建築物耐震改修促進計画	建築指導課	2018-2026																						
橋梁長寿命化修繕計画	建設施設管理課	2012-2021																						
道路トンネル個別施設計画	建設施設管理課	2017-																						
新水道ビジョン	水道管理課・水道工務課	2017-2028																						

成果指標



■ 関連データ



国道・県道・市道の延長(m)

施策の目標達成のための基本事業

1. 良質な住環境の整備

市営住宅の既存ストック^{※7}の有効活用・改善等や老朽化住宅の除去を推進するとともに、現行の耐震基準が施行される前に建築された建築物の耐震化及び有害な吹付けアスベストの分析調査への支援等を通じ、住環境の安全性の向上に努めます。

また、麓第一地区、浜之市地区及び隼人駅東地区における土地区画整理事業については、早期完成を目指します。

さらに、下水道認可区域については、計画的な下水道整備を推進し、供用開始区域の接続率の向上を目指します。

2. 道路ネットワークの構築と道路施設の維持

建設現場へのICT^{※8}の導入など、新たな整備手法を視野に入れながら、交通環境の整備や改善に向けた取組を推進します。

特に、市街地の渋滞を解消するため、国道・県道の整備に関する要望活動を継続的に行うとともに、幹線道路のバイパス^{※9}道路や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路等の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図ります。

また、道路施設や橋梁・トンネルなどの個別施設ごとに策定する長寿命化計画等に基づき、予防保全対策及び補修等を計画的に実施します。

3. 地域情報化の推進

光ファイバー等の超高速ブロードバンド^{※10}や第5世代移動通信システム(5G)^{※11}などの情報通信基盤について、調査研究し、国、県及び事業者と連携しながら整備を促進します。

また、ICTの効果的な活用について情報収集を行うとともに、これらを活用した地域課題の解決に向けた取組を支援します。

4. 安全で良質な水の安定供給

水需要の減少、老朽施設の増加に伴う更新需要の増大、地震などの自然災害への対応を図るため、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から、「安全でおいしい水を供給する水道」、「自然災害や事故等による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道」、「健全かつ安定的な事業運営が可能な水道」を目指します。

注釈

※7 既存ストック / これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設。

※8 ICT / 情報通信技術のこと。情報通信分野の機械や装置に関する技術からそれらを活用する技術まで広い概念で用いられている。

※9 バイパス / 市街地などの混雑区間を迂回、又は、峠・山間部などの狭隘区間を短縮するための道路。

※10 超高速ブロードバンド / FTTH(光ファイバ回線)、LTE(携帯電話通信規格のひとつ)及び伝送速度30Mbps以上のケーブルインターネット。

※11 第5世代移動通信システム(5G) / 超高速を実現するだけでなく、多数同時接続や超低遅延といった、従来技術にない特徴を有しており、全てのモノがインターネットに接続されるIoT時代に不可欠な基盤技術として期待されている。

みんなができること



市民

- ▶ 道路の清掃、草払いなどの環境保全活動へ協力しましょう。
- ▶ 道路の異常や漏水などを発見した場合は、関係機関に速やかに通報しましょう。

事業者等

- ▶ 生活に必要なライフライン(水道、電気、ガス、通信など)を提供する事業者は、安全快適で安定したサービス等の提供に努めましょう。
- ▶ 住宅や商店街、事業所等におけるユニバーサルデザイン^{※12}の導入に取り組みましょう。
- ▶ 通信事業者は、ブロードバンド整備地域における安定的な通信環境の維持及び加入促進に努めましょう。

政策2

3 快適生活の基盤づくりの推進



田口団地



しらさぎ橋

注釈

※12 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

地域特性に応じた魅力ある空間の形成

施策で目指す姿

● 魅力ある空間の形成を図るため、社会経済環境の変化に対応した、快適で利便性の高い、きめ細やかな土地利用や利用者の視点に立った公園づくりを推進するとともに、自然や歴史・文化などの地域の特性を生かした個性豊かで魅力ある景観の形成を図ります。

● また、少子高齢化や過疎化の進展などにより増加している空き家の有効活用を促進し、美しいまちなみの形成に努めます。

施策の現状と課題

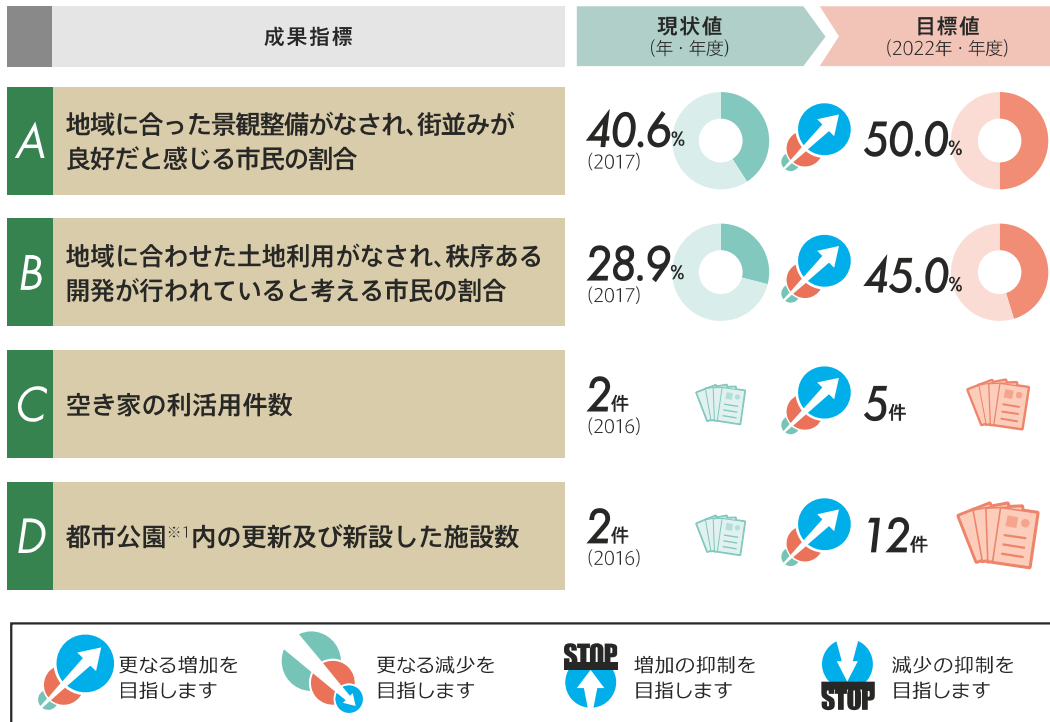
本市は、霧島市都市計画マスタープラン等に基づき、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用や利用者の視点に立った公園・広場等の整備に取り組んできましたが、人口減少・少子高齢化が進行する中、今後更に、日常生活が一定のエリアで完結し、地域の活力が維持できる持続可能なまちづくりが求められます。

また、霧島市景観条例や霧島市景観計画に基づき、本市の特性を生かした良好な景観の保全や新たな景観形成に向けた取組を推進していますが、近年増加する太陽光発電設備の設置など、多様化する社会情勢の変化に適切に対応し、市民、事業者等との協働による良好な景観づくりを推進していく必要があります。

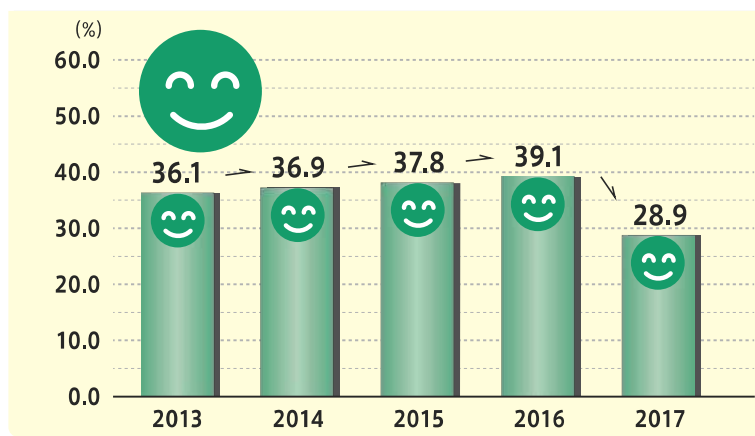
さらに、近年の少子高齢化や過疎化の進行により、適切に管理されていない空き家が増加しており、建物の倒壊などの保安上の危険性に加え、防災・防犯、公衆衛生、景観への影響など、問題がより深刻化・多極化し、市民生活への悪影響がますます顕在化することが予想されます。そのため、所有者等に対し、具体的な管理方法などに関する情報提供を徹底するとともに、空き家の有効活用を支援していく必要があります。

個別計画名	担当課	計画期間(西暦)	計画期間(西暦)																											
			08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
関連 個別計画	都市計画マスタープラン	都市計画課	2010-2020																											
	空家等対策計画	建築指導課	2017-2022																											
	景観計画	都市計画課	2012-																											
	緑の基本計画	都市計画課	2013-2021																											

成果指標



■ 関連データ



地域に合わせた土地利用がなされ、秩序ある開発が行われていると考える市民の割合

注釈

※1 都市公園 / 都市公園法に基づき、国、都道府県、市区町村が設置管理している公園。

政策2

4 地域特性に応じた魅力ある空間の形成

施策の目標達成のための基本事業

1. 地域にあった土地利用の規制・誘導

社会経済環境の変化に適応し、地域の特性を生かしたまちの活力を生み出す土地利用を推進します。

また、建築物に関する関係法令への適合について、申請に基づく審査・検査や定期的なパトロールを適切に実施し、安全・安心で快適なまちづくりを目指します。

さらに、都市計画区域^{※2}及び用途地域^{※3}については、必要に応じて見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を進め、秩序あるまちなみの形成を図ります。

2. 公園・広場等の整備と適切な維持管理

地域性等を考慮し、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進め、公園緑地の充実を図るとともに、公園施設の定期的な点検を実施し、利用者の安全確保に努めます。

また、地域住民と連携した公園の維持管理を推進します。

3. 良好な景観の形成

景観形成の必要性に関する普及啓発を行うとともに、市民及び事業者等と連携し、地域における景観づくり活動を推進します。

また、景観法、屋外広告物法等による規制、誘導等の仕組みを活用した良好な景観を実現するための取組を推進します。

4. 空き家対策の推進

危険廃屋の解体撤去に関する補助制度の周知を強化し、危険廃屋の撤去を促進し、周辺住民の安全を確保します。

また、空き家バンク制度^{※4}の充実を図り、所有者への活用促進と、必要とする方々への情報提供を行い、空き家の有効活用を推進します。

さらに、管理不全の空き家の所有者に対する指導等を実施することで、適正な管理を促します。

注釈

※2 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域が指定される。

※3 用途地域 / 快適な都市環境を形成する土地利用の基本的な枠組みで、住居系、商業系、工業系など全 12 種類の用途地域がある。

※4 空き家バンク制度 / 空き家を売りたい又は貸したい所有者や管理者と、居住するために空き家を買いたい又は借りたい方とのマッチングを支援する制度。

みんなができること



市民

- ▶ 公園・広場等の清掃、草払いなどの環境保全活動へ協力しましょう。
- ▶ 景観に関心を持つとともに、身近な住環境の向上のためにできることに取り組みましょう。
- ▶ 所有者又は管理者は、空き家の適正管理に努めましょう。

事業者等

- ▶ 関連法規(建築基準法等)を遵守しましょう。
- ▶ 景観や近隣との調和に配慮したまちなみの形成に努めましょう。



国分の市街地



上小川地区コミュニティ広場

危機管理・防災力の充実と 防災意識の向上

施策で目指す姿

- 市民の生命・財産を守るため、災害に備えた危機管理と防災力の充実、強化を図ります。
- また、市民との連携による総合的な防災対策に取り組めます。

施策の現状と課題

近年、地球温暖化に起因する突発的で局地的な豪雨や、台風の大型化による記録的な大雨等による土砂災害・冠水被害が発生しているほか、新燃岳・御鉢の噴火に伴う火山災害等が懸念されています。

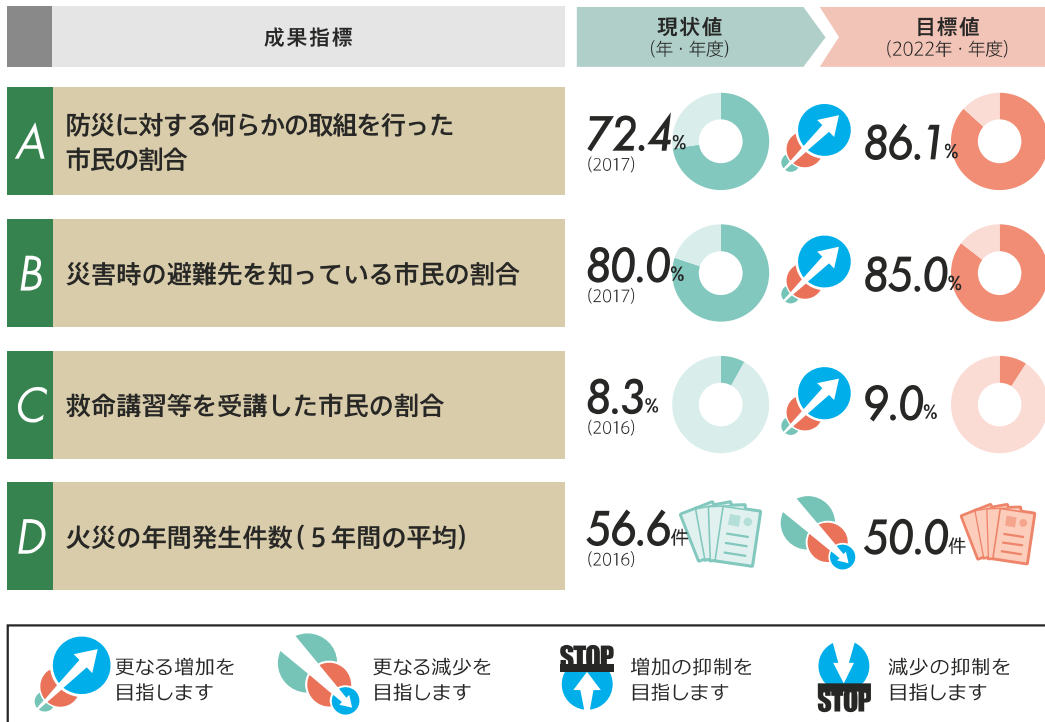
このような状況を踏まえ、市総合防災訓練等による関係機関等との連携強化を図るとともに、地域の現状に合った地区防災計画の作成や各種避難訓練等を通じた自主防災組織の活性化を推進し、市民の防災意識の向上や地域防災力の強化を図っていく必要があります。

また、近年、火災の発生件数は減少傾向にありますが、高齢化の進行や生活形態の多様化などに伴い、火災態様や救助・救急需要が複雑に変化していることから、消防団との連携により、火災予防啓発活動の強化を図るとともに、救急現場に居合わせた際、誰もが的確な応急手当や救命措置ができるよう、救命講習等を推進していく必要があります。

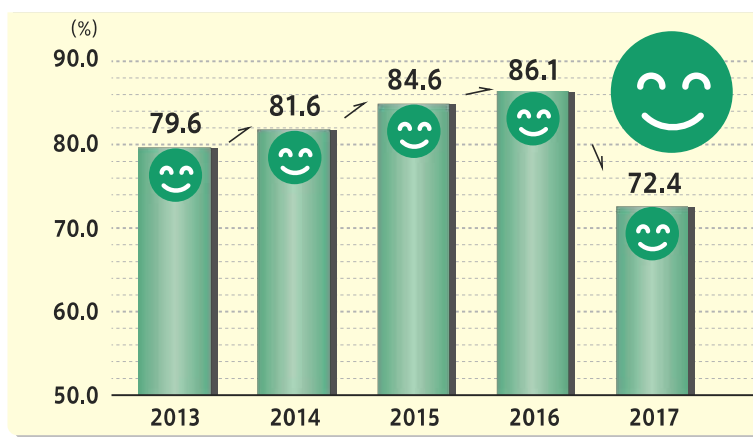
さらに、がけ地に近接するなど、危険な場所にある住宅の移転促進のための情報の周知や災害危険箇所の整備を図るとともに、治水対策の計画的な実施により、防災・減災対策を推進していく必要があります。

個別計画名	担当課	計画期間(西暦)	計画期間(西暦)																											
			08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28							
関連個別計画	霧島市地域防災計画	安心安全課	2007-																											
	霧島市国民保護計画	安心安全課	2007-																											

成果指標



■ 関連データ



防災に対する何らかの取組を行った市民の割合

施策の目標達成のための基本事業

1. 災害に強い防災基盤の整備と災害復旧対策の推進

災害から市民の生命・財産を守るため、災害危険箇所の整備や治水対策をはじめとした各種防災事業を推進するとともに、災害発生・災害予測時に、防災情報を市民へスムーズに伝えるため、伝達方法の拡充等の環境整備を図ることにより、災害に強い防災基盤の整備に努めます。

また、災害発生後においては、被災箇所の被害拡大や二次災害^{※1}の防止に努めるとともに、早期復旧を図ります。

2. 自助・共助を主体とした地域防災力の強化

地域の連帯感や防災意識の高揚を図るため、出前講座^{※2}や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層に対して、災害時の対応行動や防災知識の普及啓発を行うなど、防災対策の充実を図ります。

また、消防団員の高齢化等に伴い、消防団員の確保が喫緊の課題となっていることから、特に、若者や女性の消防団への加入促進等を通じ、担い手の確保と消防団活動の活性化を図ります。

さらに、がけ地に近接するなど、危険な場所にある住宅の移転促進を図るため、移転に関する支援制度の周知に努めます。

3. 火災の予防及び救急・救助体制の充実

火災予防広報、防火教室及び講習会の開催等を通じ、火災発生の未然防止を呼びかけるとともに、住宅火災から生命・財産を守るため、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理を促進します。

また、緊急時において、救命率の高い救急活動が行えるよう、救急隊員の知識・技能の充実を図るとともに、市民に対する応急手当の普及啓発のため、普通救命講習^{※3}等の様々な講習を行います。

さらに、災害事故に迅速・的確に対応するため、消防職員及び消防団員への教育訓練等を通じ人材育成を図るとともに、防災施設、消防資機材等の計画的な整備を図ります。

注
釈

※1 二次災害 / ある災害が起こった後に、それがもとになって起こる別の災害。

※2 出前講座 / 市職員が地域等に出向き、市民を対象に市政等に関する理解を深めるために行う講座。

※3 普通救命講習 / 普通救命講習はⅠ～Ⅲがあり、一般的な普通救命講習はこのⅠを指す。Ⅰは3時間の講習で、広く一般市民を対象に、成人への救命処置(心肺蘇生法、AEDを用いた除細動)と、気道異物除去や止血法などの応急手当が教授される。

みんなができること



市民

- ▶ 平常時から食糧備蓄や非常用持出袋の準備等の防災対策を行うなど、災害から身を守る行動を心がけましょう。
- ▶ 急病人、けが人が発生したときには、応急手当や迅速な通報を行いましょう。
- ▶ 住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理など、火災予防に取り組みましょう。
- ▶ 地域の防災力向上のために、自主防災組織の活動に参加しましょう。

地域

- ▶ 災害時に被害を最小限にとどめるため、自主防災組織を育成・強化しましょう。
- ▶ 防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめ、市が行う防災活動に協力しましょう。



消防局情報司令課高機能消防指令センター



女性消防団員による訓練



防災訓練

2-6 市民生活の安全性の向上

施策で目指す姿

● 市民、警察、事業者等と一体となって交通安全運動や防犯活動を展開するとともに、消費者被害の未然防止及び被害拡大の防止に努めます。

施策の現状と課題

本市の交通事故発生件数は、年々減少傾向にあるものの、高齢者の交通死亡事故は上昇傾向にあります。そのため、高齢者をはじめとした交通安全教育の充実を図るとともに、「高齢者運転免許証自主返納制度」の活用を促進を通じ、高齢者が加害者となる交通事故を防いでいく必要があります。

また、犯罪の発生件数は、近年減少傾向にあるものの依然として予断を許さない状況であり、近年のスマートフォン等の普及に伴い、インターネットを悪用したサイバー犯罪^{※1}の増加も懸念されます。そのため、今後も警察や関係機関と連携を図りながら、「霧島市あんしん・あんぜん検定^{※2}」をはじめとする広報啓発活動や防犯パトロール隊の活動を通じ、地域の防犯力の強化を図るとともに、犯罪防止に配慮した防犯灯・安全灯のLED化などの環境整備を図る必要があります。

さらに、近年、高齢化の進行、高度情報化の進展等に伴い、消費者被害の内容等も複雑多様化しています。そのため、消費者自身が被害に遭わないよう、知識や判断力を高めるための広報、啓発を推進するとともに、「霧島市消費生活センター」の相談体制の充実を図り、トラブルの未然防止や早期の救済に努める必要があります。

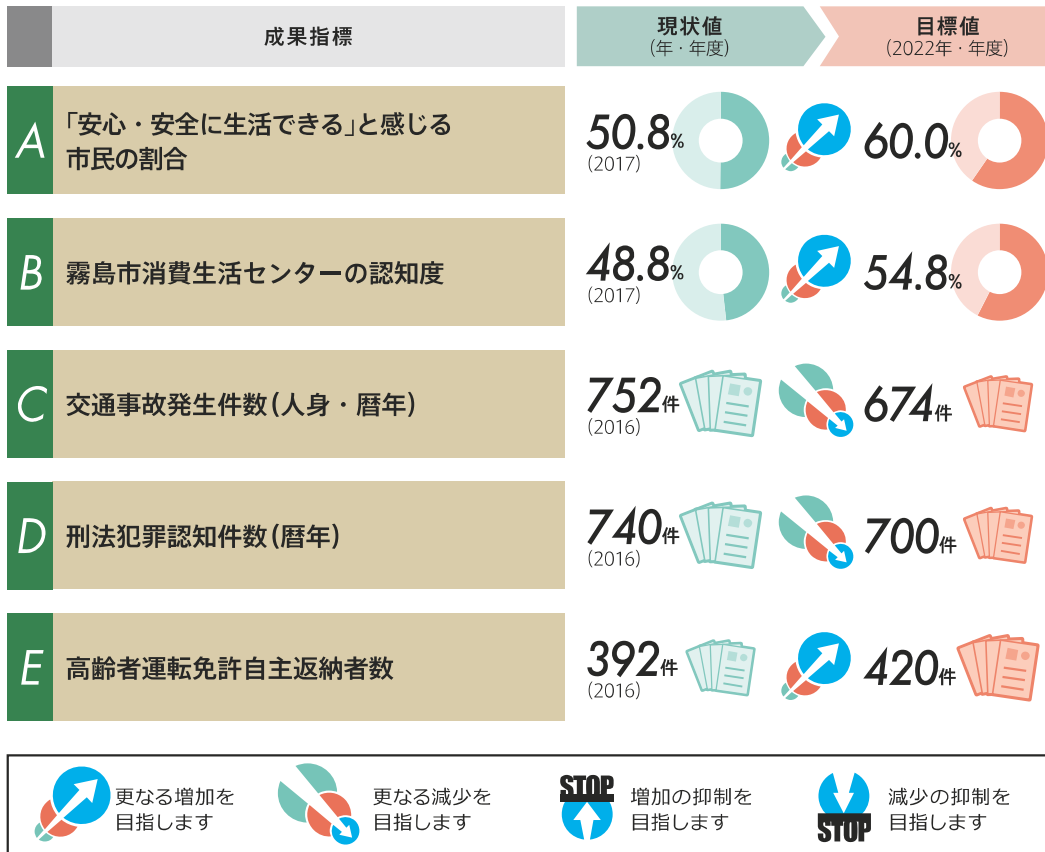
注釈

※1 サイバー犯罪 / 情報技術を利用した犯罪。

※2 霧島市あんしん・あんぜん検定 / 防犯、交通安全に関する知識の普及、情報の提供及び啓発活動のために毎年行われている検定。

関連 個別計画	個別計画名	担当課	計画期間(西暦)	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	第10次交通安全計画	安心安全課	2016-2020																					

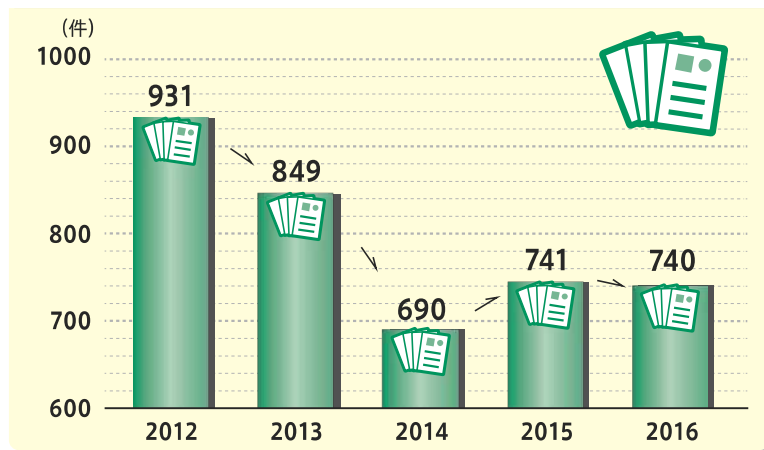
成果指標



政策2

6 市民生活の安全性の向上

■ 関連データ



刑法犯罪認知件数

施策の目標達成のための基本事業

1. 交通安全対策の推進

交通安全意識の高揚を図るために、年齢層に応じた交通安全教室を開催するとともに、警察及び各種団体と連携した交通安全キャンペーンや交通立哨^{※3}等を積極的に実施します。

特に、高齢者の交通事故が多発していることから、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するとともに、高齢歩行者が犠牲となる事故を防止するため、夜光反射材の着用等を推進します。

また、道路反射鏡^{※4}、防護柵等の交通安全施設の整備など道路環境の充実を図り、交通事故が起こりにくい環境整備に努めます。

2. 防犯対策の推進

警察や防犯協会等の関係機関との連携や「霧島市あんしん・あんぜん検定」の継続的な実施を通じ、防犯に関する情報発信や意識啓発を図り、「自らの安全は自らで守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識の高揚を図ります。

また、防犯パトロール隊の自主的な活動を支援することで、地域の防犯力を高めるとともに、防犯設備(防犯灯・安全灯等)の計画的な整備を行うことにより、犯罪の起きにくい環境整備に努めます。

3. 健全な消費生活の推進

市民が安心して日々の消費生活を送れるよう、メディア^{※5}などを活用しながら、消費者トラブルの未然防止及び被害拡大防止などに向けた情報提供の充実を図ります。

また、複雑多様化する消費者トラブルの相談に適切に対応するため、「霧島市消費生活センター」の認知度の向上を図るとともに、消費生活相談員の資質向上など、相談体制の充実を図ります。

注
釈

※3 交通立哨 / 交差点等に立ってドライバーや歩行者に交通安全への注意喚起を促す、交通安全活動の一環の行動。

※4 道路反射鏡 / 見通しの悪い交差点やカーブで、運転席からは見えない場所にいる車や歩行者の存在をしらせる鏡。

※5 メディア / 新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの媒体。

みんなができること



市民

- ▶ 日常生活の中で防犯を意識し、見守り活動・防犯パトロール等の防犯活動に協力しましょう。
- ▶ 交通ルールやマナーを遵守しましょう。
- ▶ 消費生活に関する知識の習得・情報収集などを行い、自ら消費者被害に遭わないよう備えましょう。

地域

- ▶ 悪質な訪問販売等による被害を防ぐため、地域で高齢者等に対する情報の共有や見守りを行いましょう。

事業者

- ▶ 消費者が安心して商品やサービスの提供を受けることができるよう、倫理的な事業活動、情報開示を行いましょう。

政策2

6 市民生活の安全性の向上



高齢歩行者事故防止講習会



防犯パトロール隊